

令和 2 年第 5 回臨時会

(10月8日招集)

# 山都町議会会議録

## 令和2年10月第5回山都町議会臨時会会議録目次

### ○10月8日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
開会・開議	2
日程第1　会議録署名議員の指名	2
日程第2　会期決定の件	2
日程第3　行政報告	2
日程第4　議案第67号　工事請負契約の締結について	4
閉会	12

10月8日（木曜日）

## 令和2年10月第5回山都町議会臨時会会議録

1. 令和2年10月8日午前10時0分招集
2. 令和2年10月8日午前10時0分開会
3. 令和2年10月8日午前10時42分閉会
4. 会議の区別 臨時会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）

日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期決定の件  
日程第3 行政報告  
日程第4 議案第67号 工事請負契約の締結について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞 原 誠	2番 西 田 由未子	3番 中 村 五 彦
4番 矢仁田 秀 典	5番 興 梶 誠	6番 藤 川 多 美
7番 甲 斐 重 昭	8番 飯 開 政 俊	9番 吉 川 美 加
10番 藤 原 秀 幸	11番 後 藤 壽 廣	12番 藤 川 憲 治
13番 藤 澤 和 生	14番 工 藤 文 範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅 田 穂	副 町 長	能 登 哲 也
教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	増 田 公 憲	蘇 陽 支 所 長	飯 星 和 浩
会 計 管 理 者	木 實 春 美	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 务 住 民 課 長	田 上 るみ子	健 康 ほけん課長	河 野 君 代
福 祉 課 長	渡 辺 八千代	環 境 水 道 課 長	高 橋 季 良
農 林 振 興 課 長	片 倉 城 司	建 設 課 長	山 本 敏 朗
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	藤 岡 勇
学 校 教 育 課 長	嶋 田 浩 幸	生 涯 学 習 課 長	上 田 浩
そ よ う 病 院 事 務 長	藤 嶋 厚 美		

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。ただいまから令和2年第5回山都町議会臨時会を開会します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番、藤川多美君、7番、甲斐重昭君を指名します。

---

### 日程第2 会期決定の件

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とするに決定しました。

---

### 日程第3 行政報告

○議長（工藤文範君） 日程第3、行政報告の申出があつてあります。これを許します。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） おはようございます。お手元に、行政報告1、総務課の資料を御準備いただきたいというふうに思います。

説明いたします。町有地売払いの一般競争入札の関係でございます。

山都町が所有しております物件、土地につきましてが、菊池市泗水町永字東原885番地。地目は宅地でございます。2,888.70平米でございます。建物が鉄骨造りスレートぶきの平家建ての工場ということで709.96平米。旧の菅原織物の泗水工場の分につきまして、売払い一般競争入札を行い、落札者が決定しましたので、今回売買契約を締結したものでございます。

お手元の資料には、これまでの主立った経緯を時系列に記載しておりますので、御覧いただきたいというふうに思います。

平成29年の第4回定例議会におきます訴えの提起ということでございますが、いわゆる賃料の、賃借料の滞納が発生したことから、賃借に対する建物等の明渡し訴訟を行ったというものでございます。それから、最終的には、賃借人に資力がないということで、令和2年3月の議会におきましては、債権放棄の処分も通知したところでございます。

本物件につきましては、菊池市泗水町に所在することから、今後の利活用が見込めないということを判断しまして、令和2年8月11日に物件の売払い一般競争入札公告を行い、売払いの手続を進めてきたものでございます。

8月11日に公告しまして、最低売払い価格ということで21万7,000円を表示しておりますが、不動産鑑定によりまして、物件の評価、土地の評価から、家屋を解体するという場合の経費を差し引いたものの残が21万7,000円ということでございましたので、最低の売払い価格ということで、8月12日から申込み開始をしたところでございます。

9月11日に締め切りまして、2者から申込みがあったものでございます。

9月25日に売払い一般競争入札を行いまして、356万円にて落札ということでございます。落札者との売買契約につきましては、10月2日に締結をしているところでございます。物件の所有権移転に係る手続等については、落札者において対応していただくということでございます。

以上で報告を終わります。

失礼しました。それでは続きまして、行政報告2ということで、総務課の資料を御覧いただきたいというふうに思います。

公職選挙法の一部改正の概要ということで資料をお渡ししているというところでございます。

公職選挙法の一部を改正する法律が今年の6月12日に公布され、12月12日に施行されるものでございます。本町におきまして執行する選挙に関する主な内容を申し上げたいというふうに思っています。

まず一つ目は、町村議会議員選挙と町村長選挙における選挙公営の拡大でございます。選挙公営と申しますのは、国や地方自治体が、候補者の選挙運動の費用を負担する制度でございます。公職選挙法においては、各地方公共団体が条例に基づいて一定の選挙公営を設けられるように規定されているところでございます。

今回の改正によりまして、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、1、選挙運動用自動車の使用、2、選挙運動用ビラの作成、3、選挙運動用ポスター作成の費用を自治体が負担することができるようになったというものです。

これまででは、国政選挙や県、市の選挙において、公営の対象とするということが可能でございましたが、町村の選挙においては対象となっていなかったところでございます。このことにつきまして、背景といたしましては、全国町村議會議長会と全国町村会から要望が上がっていたことなどを背景に、今回、町村議会議員選挙及び町村長選挙においても、示しておりますとおり①から③まで選挙公営の対象とすることが可能になりました。

なお、供託金が没収される候補者には適用はされません。

また、公営の対象とするためには、各町村において、この選挙公営に関する条例を制定する必要があります。本町におきましては、12月議会において条例を提案する予定といたしているところでございます。

2番目でございます。町村議会議員選挙において、ビラの配布が解禁されたというところでございます。

選挙運動におけるビラの配布については、市町村長の選挙、都道府県及び市議会議員選挙において可能でしたが、町村議会議員選挙においては禁止されておりました。このことも、先ほど述べました背景があったというものでございます。今回、改正によりまして、町村議会議員選挙においてもビラの配布が可能となったものでございます。

制限がございまして、ビラの配布数は、上限は1,600枚。候補者1人につき2種類以内ということで、選挙管理委員会への届出も必要というところでございます。

配布の方法としましては、記載がありますとおり、新聞折り込み、選挙事務所内あるいは立会演説会というところで、配布が四つの方法ということに限られているというところでございます。

最後でございます。町村議会議員選挙において供託金制度を導入するものでございます。

今回の改正におきましては、選挙公営の対象の拡大を踏まえまして、町村議会議員選挙においても、15万円の供託が必要となったものでございます。ちなみに、町村長は50万円でございます。

なお、供託物の没収点というものがございまして、有効投票総数を議員定数を割った10分の1ということでございますが、少し具体的な話をしますと、例えば本町の有効投票総数が1万4,000票だった場合を仮定したときに、1万4,000票を議員定数であります14で割った数は1,000票となります。その10分の1は100票となります。100票を下回った場合には供託金が没収されるというところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、一つ目の町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大につきましては条例を制定するということが必要でございますので、12月議会において提案予定としているところでございます。

以上で報告を終わります。

○議長（工藤文範君） これで行政報告が終わりました。

---

#### 日程第4 議案第67号 工事請負契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第4、議案第67号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、説明いたします。

議案第67号、工事請負契約の締結について。

次の工事について、請負契約を締結することとする。

令和2年10月8日、山都町長。

1、工事番号。山總防工第2号。

2、工事名。大矢野原演習場周辺無線放送施設設置工事。

現在使用しておりますアナログ電波の周波数が使用できなくなるため、今回新たにデジタル電波を使用する放送機器を設置するものでございます。民生安定助成事業を活用しまして補助率75%でございます。

3、工事場所。山都町一円でございます。

4、契約金額。5億7,629万4,840円、税込みでございます。

契約の相手方。福岡市博多区千代2の15の12、日本コムシス株式会社九州支店、支店長高橋政樹。

入札の方法、一般競争入札。

今回町が調達いたします無線装置、設備、それから戸別受信機という特殊なものでございましたので、広く参加者を募ったものでございます。

提案理由です。本件の工事請負契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由です。

添付資料について説明いたしますので、資料の1ページをお願いします。1から3につきましては、同じでございますので、省略をさせていただきます。

入札年月日は令和2年9月16日でございます。一般競争入札でしたので、受注者としての適格審査等の時間が必要でございましたので、落札者の決定は9月23日となったものでございます。

5、工事の内容でございます。防災行政無線の親局及び本庁舎内に放送施設を整備するものでございます。中継局としましては、現在も活用しておりますが矢部地区下名連石丸山に設置するものでございます。簡易中継局5か所は、中継局からの電波を補完するための施設でございます。戸別受信機を6,650台整備する予定でございます。そのうち、文字表示式受信機50台を含んでいるところでございます。屋外拡声装置といたしまして、今回、本庁、支所及び菅、目丸、猿渡、緑川、花上の8か所に設置をするものでございます。現在使用しているアナログ無線機の施設の撤去一式というものも工事に含むものでございます。

6、入札参加者の一覧でございます。5社が応募いただきました。入札順に番号を付しているところでございます。入札できる期間としましては、9月9日から15日までの間でございました。

次に、2ページをお願いします。公共工事請負仮契約書です。

1、工事番号。山総防工第2号。

2、工事名。大矢野原演習場周辺無線放送施設設置工事。

3、工事場所。熊本県山都町一円。

4、工期。令和2年10月8日から令和4年3月11日まで。

当初予算で議決いただきました令和2年度から3年度までの継続費での事業となるものでございます。

5、請負代金でございます。5億7,629万4,840円、税込みでございます。

上記の工事について、発注者山都町と受注者日本コムシス株式会社九州支店は、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、山都町公共工事請負契約約款の各条項及び内容によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得れないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保管す

る。

令和2年9月25日、発注者、住所熊本県上益城郡山都町浜町6番地、代表者、山都町長梅田穣。受注者、住所、福岡市博多区千代2の15の12、商号及び名称、日本コムシス株式会社九州支店、代表者、支店長高橋政樹。

3ページをお願いします。入札の結果でございます。予定価格、5億8,211万6,000円税抜きに対しまして、5社とも5億2,390万4,400円の入札金額となり、落札者は電子入札上のシステムで、くじにより決定をしたものでございます。入札方法は先ほど申しました一般競争入札方式を採用し、事前に予定価格は公表しております。ただし、最低制限価格は公表しておりません。

さて、地方公共団体におきます調達につきましては、その財源が税金によって賄われるものというものですから、よりよいもの、かつ、より安いものを調達することが原則でございます。ただし、より安いものを追求し過ぎますと、一方で低価格による受注が進み、ダンピング受注などにつながることが懸念されているところでございます。

地方公共団体側からすれば、適切な契約履行の確保がなされないおそれがあることや、行政サービスの質の低下を招く支障が生じる可能性があるというものでございます。また、受注者からすれば、下請へのしづわ寄せ、あるいは労働条件の悪化など、問題が生じかねないおそれがあります。さらに、社会全体からも公正な取引秩序を歪めてしまうおそれがございます。こうしたことから、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により、一般競争入札における最低制限価格制度が設けられているというものです。

ここで最低制限価格につきまして少し説明をさせていただきます。本町におきましては、最低制限価格について山都町工事等請負委託契約事務取扱要領の第6条において、最低制限価格の設定基準について算式により規定しているところでございます。町のホームページにも記載がございます。

さて、今回の大矢野原演習場周辺無線放送施設設置工事の入札につきましては、入札に応じた全ての業者が、有効な契約の申込みが可能な最低の制限価格をもって対応したという結果によるものでございます。

4ページをお願いします。工程表、予定でございますが、令和2年度におきましては、本庁舎の無線親局あるいは庁舎内の整備などで、全体事業費に占める割合としては20%でございます。令和3年度におきましては、中継局や戸別受信機、屋外拡声装置の整備などを行う予定でございます。

5ページにつきましては、施設や設備の配置でございます。

以上で終わります。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第67号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** お願いします。今言われた最低制限価格というのが、全部の業者の方が同じ金額でされているのは、さっき言われた設定基準が公表されているので、企業がそれを

見て計算できてこうなっているということなのでしょうか。それが一つです。

そうだとしても、中身はいろいろ違うと思うんですよね。例えば、戸別受信機の値段はどうだったのかとか。くじで決まるというのは、何かそれでいいのかなと思うんですが、工事内容について、全部同じようにされていたのかということもお尋ねしたいです。

それと、戸別受信機の1台の値段と、文字表示式というのが50台あると言われましたが、それがどのようなものなのかというのをもう少し詳しくお願ひしたいと思います。

屋外拡声装置整備というのは今までなかったですよね。だから、外に向けて今までなかったものをつけられると。屋内だけでなく屋外も緊急なものをするということで、手厚くするという意味でされるのかなと思いますけど、この間の豪雨のときは屋外は聞こえなかった、まあ、ないよりもあったほうがいいんですかね。あえてつけられた理由もお聞かせいただきたいと思います。

事業費の、この4ページの読み方なんんですけど、すみません、75,800万円というのは、これはどぎやんなっとですかね。7,580万円ということなんですね。すみません、分かりました。

じゃ、今のお願いいたしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 最低制限価格につきましての御質問でございますが、いわゆる直接工事費あるいは共通の仮設費とか、それぞれ項目に係数を掛けてそれを出すものでございますが、参加する業者におきましては、それぞれ金額を抜いた設計書記載から、それを各社の独自の方法で算出されて、今回だったというところでございます。中身についてはそれぞれの業者の都合があるかなというふうに思っております。

それから、くじにつきましては、公平を期すために、システム上でくじ引をするという方法になっているというところでございます。

それから、すいません、戸別受信機の機種はまだ決まっておりません。標準的なところでしておりますので、今後1台当たりの単価は詰めていくということでございます。具体的な単価は決まっておりません。

それから、文字表示50台ということにつきましては、聴覚障害の方もいらっしゃるという情報がございましたので、50台ほど予定しております。これも今後精査して詰めていくものでございます。

屋外の拡声装置ということで、基本は世帯に配る戸別受信機でございますが、本庁舎それから支所、それから今回予定しております部分につきましては、緑川ですとか、菅、目丸地区ということで、それを補完するためにも外の無線装置をつけたいというところで計画をしたというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

4番、矢仁田秀典君。

**○4番（矢仁田秀典君）** 屋外の拡声装置ですけども、今、山都町内は、各地区に屋外の拡声装置はないんですね、そしたら。ないならあればってん、もしものとき屋外の拡声装置というの

は非常に大事な部分がありやせんかなって思うんですよ。もしも災害のとき、家の中だけじゃなくて屋外でも聞こえるという拡声装置は大事だらうと思いますが、この8か所ぐらいで足りるのかどうかです。その辺をお願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 屋外拡声装置は今回初めて導入するものでございます。基本は、申しましたとおり戸別受信機でございますので、それを少しでも補完する形ということで、今回8か所防衛省と協議しながら設置したということあります。

今後、必要であるというところが分かれば、追加の設置も検討していく必要があるかなというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

○11番（後藤壽廣君） 2番、西田議員から質問がありましたとおり、これ、予定価格の90%で落札されているわけですので、計算すれば90%で全員が出たということだろうとは思います。これについて、仕様書というものですね、これがあったのかなと思いますけど、ただ金額のみでされたのか、それともある程度の仕様書を出した上での、西田議員から話がありましたように、機種もいろいろピンキリあると思いますけれども、そこら辺の精査についても非常に重要なことじやなかったのかなというふうに感じたところであります。

そこについて、仕様書があったのかなかったのかが一つと、補助率が75%ということで、補助残1億4,000万円でございますけれども、これは多分起債を充当されると思いますけど、起債の充当率とかその辺について、分かりましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。もちろん入札関係につきましては、金抜きの設計書、仕様書等を公開しながら、参加される業者は資料を見ながら、それぞれの会社において自社なりの設計をしていくと、金額をはじいていくということになります。

それから、補助残につきましては、過疎債並びに防災行政関係の起債がございますので、それを借り受けるということになります。過疎債で申しますと、補助残の100%が対象になります、交付税措置が70%というところになります。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） 今11番議員がお尋ねの件と重複しますが、仕様書は当然こっちのほうが出しますので、内訳書ですよね。業者からの内訳書を、入札してこんだけの金額になれば、当然提出願わんといかんというふうに思いますけど、内訳書のほうは提出がありましたか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 工事内訳書は、入札書と同じく求めておりますので、各社提出になっているというところであります。

○議長（工藤文範君） 5番、興梠誠君。

○5番（興梠 誠君） ということは、その内訳書の積算も全部全社が一緒だったということですか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。機械の製作費、あるいは直接工事費、間接工事費、一般管理費と、これも監理係のほうで任意に区分けしまして、それぞれの5社の比較をしましたが、全て一緒ではございません。それぞれ単価が異なっているというところでございます。

それで最終的には、最低制限価格は恐らく90%を超えており、9割という計算がなされたと推測いたします。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） いろいろ御説明いただきましたが、それでもこんなにぴったり同じ価格が出て、内訳書の提出の中のいろんな細かいことはいろいろあると、違うところがあるとおっしゃったので、その内訳書を見てみても大差がなかったから、くじにされたのかな。それでもやっぱりもっと中身を精査すべきではないのかなと。くじというのはどうも納得がいかないなと思います。これだけぴったり同じになって。はい。

それと、先ほど戸別受信機については、文字表示式のをされると言わわれたのは大変いいことだと思います。そのような配慮をしていただくのは大変いいことだと思いますし、もしもできるのなら、今度はまた新しい戸別受信機ってなると、また随分先のことになると思うんですけれども、受信だけではなくて双方ができるような、タブレット式みたいなのがあるといいなという希望は持っております。

それと屋外拡声器についてですけど、言われたようにこれだけで足りるのかなっていう思いと、これで言われるのは、緊急事態の避難情報とか、それだけになりますか。屋内とみんな同じように外に向けてされるのでしょうか。それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 入札結果につきましては、制度でございますので、これは御理解をいただきたいというふうに思います。数字的に90%ということで、11番議員もありましたとおり、予定価格に90%、最終的にはそれぞれ積算されたのかなという、これは予測でございます。

それから、戸別受信機につきましては、なかなか国内のメーカーも8社程度ということでございますので、そのうちでそれぞれ今後調達ということになります。中身につきましては、電波を使うということでございますので、タブレットになるかということは先の話でございますので、これは御意見として伺っておきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（工藤文範君） 放送は。

○総務課長（荒木敏久君） 放送はもう同時でございます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑は。

7番、甲斐重昭君。

○7番（甲斐重昭君） 私も放送についてちょっとお聞きしたいということがありますけど、放送は、要するに役場の近くとか何かなれば当然住宅の近くにありますもんね。何もかんも放送しようしたら、これは、うるさかという話が必ず出ると思うんですよ、やっぱし。はつきり言うてから、議員の一般質問でもうるさいからということで、落としてもまだ聞こえるけん、電源を切るような形になります。あれと同じで、やっぱり本当の緊急時、そこでのすみ分けはするべきだというふうに思います。

例えば避難とかそこ辺りんとこの放送は当然せにやいかんですけども。そこ辺りは区切りをせんと、これは撤去しろという話が必ず出ると思うんですよ。しおちゅう朝からずっと放送流しとて、すんならですね。だから、そこ辺りは考える必要があるというふうに思います。

もう1点ですが、この中継局ですね。これ中継局、いうならば南側のほうはもうないわけですから、谷沿い、例えば緑川沿い辺りの谷底辺りは、なかなか実際は入らないんですけども、本当はこちらのほうにも一つ中継局が必要だというふうに思っております。清和の場合ですけども、一応丸山のほうからうち辺りも入ってきますけども、ぎりぎりなんですよね。それが、緑川の高いところは当然入りますけども、下のほう、川沿いのところ、そこ辺りがやっぱり入りにくくなっている。清和であれば、やっぱり緑川の滝下辺りも谷底になってきましですね。なかなかそこ辺りのところの配慮がないと、ちょっと厳しくなって、やっぱり人が少ないところ辺りに持つてこんといかんじやないかなというふうに思います。例えば矢部のほうであれば、津留とかあの付近は実際入りにくいのではないかと思います。葛原のほうにありますけど、葛原のほうが入ってくるかというと、それはちょっと入ってこないと思いますので。そこら辺りの検討もお願いいいたします。よろしくお願いします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。電波の状況につきましては、実施設計者におきまして、電波の伝搬調査を全て行っているというところで、現在の設計になっているというところでございます。ただし、ございましたとおり、気象状況によりましても若干電波というのは、特にデジタル波ということで、直進性はあるけども、なかなか障害物を避けるというのが少し苦手なようでございますので、やはり工事を設置しながら最終的に綿密な伝搬調査をもちろん施工しながらやっていく必要があるかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（工藤文範君） 放送は。

○総務課長（荒木敏久君） 放送の意見につきましては、御意見として伺っておきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

○6番（藤川多美君） 再度ちょっとお尋ねをいたします。先ほど最低制限価格を公表したと

おっしゃいました。皆同額で入札をされましたが、通常は最低制限価格を言えば……。

(「言うとらん」と呼ぶ者あり)

予定価格を公表したっておっしゃいましたかね。じゃあ、私のほうが聞き間違ったかと思いますが、それにしても、ちょうど90%でされたというのは、先ほど各議員からおっしゃいますように、本当に同額だったのかなというのはちょっと懸念がありますが、私のほうが勘違いして、最低制限価格を公表したのであれば、1,000円でも高いほうが落ちるかなと思ったので、すいません。

それと、先ほどからも要望が出ておりますが、外部の無線なんですが、これは町のほうで決めるのでなくて、住民のニーズに合った設置をしていただきたいと思います。防災無線というのは、緊急のことに関しても多々放送されますので、屋外の人が聞かなければどうにもならないということですね。特に火災の放送なんかあっても、屋内の放送であれば聞き漏らすということでですね。

ですので、よければ、自治振興区単位ででも要望を聞かれて、入札残でも対応していただければと思いますので、ここは工事に入られる前にそういうふうな要望の調査をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） 議員の皆さんから複数、屋外拡声機について御意見いただきましたので、十分検討していきたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） 90%で全部一致するということは、予定価格が高過ぎたのではないかと思っております。競争入札の機能を果たしていないでしよう。だから、もうちょっと、何でいらっしゃいますか、予定価格を下げてもう1回やれば、何千万円かまた町は助かるんじゃないかと思いますが、できませんでしようか。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えします。適正な手続を踏みまして入札行為を行っておりますので、再度の入札ということは考えておりません。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 参考までに、屋外放送がどんなものかというと、私たちの地域は、区で、中山間地のお金で屋外の拡声器をついているんですけども、今は家の中にいると全然聞こえないんです。そのくらい今の家の密閉度って非常にいいんですよ。

外につけると言いますけども、外につけたら外にいるときは非常に聞こえると思いますけども、誰かが農作業して機械を回していると聞こえないんですよ。それと、拡声器をつける場合は方向を多方面にしないと、地域全体には伝わらないんです。あれ、非常に難しいんですよ。だから、私たちの地域につけるときは、結局拡声器を何基か据えて区の放送をしているんですけども、莫大なお金がかかります。

私は思うて、基本はやはり各家庭に一つずつつけて、よほど、今言われましたように菅とか、緑川とか、非常にああいう危険地帯のところは、やっぱりそういうのをつけるという計画でありますので、非常にいい計画ではないかと思います。やはり、あれをつけるということは大変ですよ。そのくらい経費がかかります。私はもう、この計画はよく見てあるなというふうに思っておられます。参考までです。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号「工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

以上で本臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

令和2年第5回山都町議会臨時会を閉会します。

---

閉会 午前10時42分

令和2年10月臨時会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案第67号 工事請負契約の締結について

10月8日 原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

---

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員